

衆議院経済産業委員会内閣委員会連合審査会ニュース

平成 23.4.27 第 177 回国会第 1 号

4月27日（水）第1回の連合審査会が開かれました。

1 経済産業の基本施策に関する件（原子力発電所事故による経済被害対応等）

- ・海江田経済産業大臣、片山国務大臣、枝野官房長官、中野国務大臣、蓮舫国務大臣、与謝野国務大臣、玄葉国務大臣、林文部科学大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）原子力委員会委員長

近 藤 駿 介君

原子力安全委員会委員長

班 目 春 樹君

（質疑者及び主な質疑内容）

吉 野 正 芳君（自民）

- ・東京電力福島第一原子力発電所から半径30km以内にある福島県いわき市の一部が屋内退去指示の対象となる緊急時避難準備区域から外れ、計画的避難区域の指定も受けなかったが、これらの地域の住民は東京電力による賠償金の仮払いの対象となるのか。
- ・SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）のデータは原子力緊急事態発生直後から速やかに公表されるべきものであるのに、3月23日に至るまで公表されなかったのはなぜか。

吉 井 英 勝君（共産）

- ・福島第一原子力発電所事故の被害者である、警戒区域の住民に対して法に基づいた私権の制限を行うとする一方で、加害者である東京電力に対しては法に基づく私権の制限を行わないのはおかしいのではないかと。政府の見解を問う。
- ・東京電力は原子炉冷却のため、いわゆる水棺方式によって原子炉格納容器を水で満たす方針であるが、政府として、原子炉等が水の重量に耐えるだけの健全性が保たれているか否かを検討しているのか。

高 市 早 苗君（自民）

- ・東日本大震災への対応のために政府が立ち上げた各種会議の組織に関する資料が機密扱いとされているが、国民や国会に向けて公表する必要があるのではないかと。
- ・自由民主党が策定した「東日本大震災の影響に伴う当面の電力需給対策について」に盛り込まれた各種の提言について、政府としてどのように対応する方針であるのか。

柿 澤 未 途君（みんな）

- ・4月26日に、文部科学省が福島第一原子力発電所周辺の放射線の予測積算量を公表したが、この結果はもっと早く分かっていたのではないかと。なぜ後からこのような形で公表されたのか。
- ・水素爆発直後に近隣にいた住民に対し、内部被曝の測定調査や検診を行う義務が政府にあると考えるが、枝野内閣官房長官の見解を問う。

佐 藤 茂 樹君（公明）

- ・福島第一原子力発電所事故によって計画的避難区域に指定された自治体の住民が納得した上で避難を実施してもらえような体制を整える必要があると考えるが、政府の見解を問う。
- ・福島第一原子力発電所事故の原因を究明するための第三者機関を設立して調査を実施し、事故の教訓を活かしていくことが重要と考えるが、玄葉国家戦略担当大臣の見解を問う。

福 島 伸 享君（民主）

- ・福島第一原子力発電所事故の損害賠償責任について、一義的には東京電力の責任であるとして、原子力損害賠償法第3条第1項但し書きの「異常に巨大な天災地変」に該当しないとした根拠は何か。
- ・想定した災害に対する規制が行われていなかったのであれば行政の怠慢であるし、今回の災害が予見できなかった程大きなものであったとしたら、原子力損害賠償法第3条第1項但し書きに該当するのではないかと。国の責任を明確にし、必要な場合には特別立法を行うべきだと考えるが、海江田経済産業大臣の決意を伺いたい。

櫛 淵 万 里君（民主）

- ・福島第一原子力発電所事故により原子力発電所の安全基準と事故補償の仕組みは無効化しており、これらの見直しが完了するまでは、原子力発電所の新規増設及び核燃料サイクル事業、浜岡原子力発電所の運転を一時的に凍結するべきではないか。
- ・エネルギーは国民生活及び産業活動の基本であり、国民的な議論により中長期的なエネルギー政策のあり方を決めることが重要ではないか。

西 村 康 稔君（自民）

- ・東京電力による「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（工程表）の実行に、国も関与し、責任を共有するのか。また、なぜ工程表について原子力安全委員会の助言を求めなかったのか。
- ・マクロ経済及び市場への影響を勘案し、東京電力と国による賠償の枠組みを早期に確定させる必要があるのではないか。